

四

發行方法

三

用振替法の適

二 一

の法発号名  
條律行稱及  
項及の  
び根  
そ拠  
記

○ 財務省令第平成二年六月二十七日より告示第二百三十号に關する省令第十一項（昭和五十七年利付國債券大典（二十一年））（第百馨第十）

特あ争争う札価振の以律社項六十に律に資た運十財一利  
別つ入込。格替適下へ債 条九特第関特め営四政回付  
参て札札に以を機用「平、 第年別十す別のに号法」  
加、と發によ下競闘を振 株式等の振替に  
者財同行る「争は受替法」  
ご務時「發価に日ける」とい  
と大にと行格付本る「と  
に臣行い（競し銀も）  
応がわう以争て行の「う。  
募各れ。下入行とと。」  
限国る、「札わすし。  
度債入価価「れ。」  
額市札格格とる。そ規  
を場で競競い入 の定。

六

イ

發

入価  
札格  
行札格  
第参市及  
入価・別債  
競發  
競發Ⅱ  
加場び札格  
第参市  
行争額  
行争非者  
特国發競  
I加場  
行争

五

ロ

イ

方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

四つ定う額  
十いにち面  
六て基、金  
億はづ財額  
六、き政で  
千額発法八  
六面行第千  
百金し四二  
二額た条百  
十で利第七  
万四付一十  
円千国項八  
、九債の億  
財百に規円

込募各当も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい

發別にご務後格競債定  
行參よと大に競争市め  
「加るに臣行争入場る  
と者発応がわ入札特も  
い・行募各れ札發別の  
う第へ限國るの行參に  
。」II以度債入募「加よ  
非下額市札入と者  
価「を場でのい・發  
格國定特あ決う第  
競債め別つ定「I(以  
争市る參てを及非  
入場も加しひ価  
札特の者財た価格國

七

ロイ  
払

ハ

ロ

特国入価込	行争非者	特国行争非者	特国
別債札格金	入価・別債	入価・別債	
参市発競金	札格第参市	札格第参市	
加場行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	

七五八  
百万千  
二円三  
三百  
十二六  
億十七  
七千億  
二百二十  
万円

でた条特  
八利第別  
百付一会  
八国項計  
十債のに  
三に規関  
億つ定す  
円いにる  
て基法  
'づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し六

でた条特五て基同千付一會十に規例融る政  
七利第別千はづ法七國項計九つ定に資た運  
百付一會九、き第百債のに億いに關特め營  
十國項計百額發六四に規関三て基す別のに  
五債のに九面行十十つ定す千はづる会公必  
億に規関十金し二八いにる三、き法計債要  
円つ定す万額た条億て基法百額發律かのな  
いにる円で利第四はづ律二面行第ら發財  
て基法  
五付一千、き第十金し二の行源  
'づ律  
百國項七額發四万額た条繰及の  
額き第  
九債の十面行十円で利第入び確  
面發四  
十に規万金し六、九付一れ財保  
金行十  
三つ定円額た条特百國項の政を  
額し六  
億いに、で利第別八債の特投図

十二	利入価・別債行争非者特国入価發 札格第参市及入価・別債札格行行 發競Ⅱ加場び札格第参市發競価 率行争非者特国發競Ⅰ加場行争格日	十 ロイ一 發	十九八	振額最 替額面金 単位金 位金	八 行争非者特国行争非者 入価・別債入価・ 札格第参市札格第 發競Ⅱ加場發競Ⅰ
年 二 ・ 二 バ ー セ ン ト	額の額 面そ面 金れ金 額ぞ額 百れ百 円の円 に応に つ募つ き価き 百格百 一 円 八 錢	平す額の振 成るの記替 二。整載法 十数又の 一百倍は規 一年の記定 六金録に 月額はよ 二に、る 二十よ最振 一二る低替 一日も額口 円以上 八錢の面座 上と金簿	五 万 円 十 倍は規 一年の記定 六金録に 月額はよ 二に、る 二十よ最振 一二る低替 一日も額口 円以上 八錢の面座 上と金簿	円八 百 九 十二 億 五千 三百 六 十 四 万	

(一)

む十式は、募も号に、募入決のと規定する。式は、募入決のと規定する。式は、募入決のと規定する。

期た支當に二同に払ただよ十  
じ。おうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二)

にりに座も係りに、(一)の記載して又て税金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

發行時において、その記載して又て税金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

規下は払し払平定、期た期成すの国たは者に(一)にりに座も係りに、(一)の記載して又て税金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

次そが金と二る税法金額、前記はいだ分出い記と所外てしの(一)の國取、(一)の金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

期及翌行を、一とをがに(一)にりに座も係りに、(一)の記載して又て税金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

日び営休支次年が乗適當の業業払の十でじ用該算法得當つ十日日う算二きたを非式人す該額け住よあ者債(一)の記載して又て税金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

い六にに。式月(一)の記載して又て税金額をか(一)の記録口泉に徴され簿収の中さ利子に口るに。

て号支當に二同に払ただよ十  
じ。おうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 毎  
成 務 本 面 成 利 て を 年  
二 大 銀 金 四 子 、 支 六  
十 臣 行 額 十 を そ 払 月  
一 か 百 一 支 の 期 二  
年 ら 円 年 払 日 と 十  
六 通 に 六 う 以 し 日  
月 知 つ 月 。 前 、 及  
二 を き 二 六 各 び  
十 受 百 十 月 支 十  
二 け 月 日 間 払 二  
日 た に 期 月  
者 属 に 二  
す お 十